

堺市ひとり親家庭等日常生活支援事業寡婦（夫）みなし適用申請書

堺市長 殿

（申請者）住所 _____

氏名 _____

私は、堺市ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用にあたり、当該事業の費用負担の算定に関して、寡婦又は寡夫のみなし適用を受けたいので、添付書類を添えて申請致します。

【寡婦又は寡夫とみなされる者として該当する番号をチェックしてください】

- (ア) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（令和元年の所得が基礎控除額以下である子）を有するもの
- (イ) (ア)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、令和元年の所得が500万円以下であるもの
- (ウ) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（令和元年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、令和元年の所得が500万円以下であるもの

(注1) 「基礎控除額」とは、所得税法第86条第1項の規定により控除される額（38万円）となります。

【添付書類】

- (1) 申請者・子の戸籍全部事項証明書
- (2) その他市長が必要と認めるもの

【注意事項】（申請にあたっては、下記の内容について同意の上申請を行ってください。）

- ・申請者氏名を申請者が自署しない場合は、記名押印をしてください。
- ・市長が必要と認めた範囲において、児童扶養手当の支給に関する情報や申請者及び対象となる子の課税状況等の寡婦（夫）とみなすために必要な情報を関係部署に照会又は情報提供する場合があります。
- ・また、本事業利用後において、申請内容に虚偽があった場合は、寡婦（夫）みなし適用を取り消し、当該申請に基づき適用された利用料の減額分について全額返還いただくこととなります。